

平成30年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	▲ 370	—
(2) 給与所得控除の見直し	730	—
(3) 公的年金等控除の見直し	70	—
(4) 基礎控除の逡減・消失化	350	—
(5) 公募投資信託等の内外二重課税の調整等	▲ 50	—
個人所得課税 計	730	—
2. 資産課税		
(1) 事業承継税制の特例の創設等	▲ 710	▲ 310
(2) 農地等の納税猶予制度の見直し	▲ 20	0
資産課税 計	▲ 730	▲ 310
3. 法人課税		
(1) 賃上げ及び投資の促進に係る税制上の措置	▲ 1,610	▲ 1,290
(2) 情報連携投資等の促進に係る税制の創設	▲ 130	▲ 120
(3) 所得拡大促進税制の見直し	1,740	1,390
(4) その他の租税特別措置の見直し	▲ 10	▲ 10
法人課税 計	▲ 10	▲ 30
4. 消費課税		
(1) 国際観光旅客税の創設	430	60
(2) たばこ税の見直し	1,280	270
(3) 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し（消費税）	▲ 110	—
消費課税 計	1,600	330
合 計	1,590	▲ 10

（注1） 上記の計数は10億円未満を四捨五入しています。

（注2） 「3. (4) その他の租税特別措置の見直し」は、高度省エネルギー投資促進税制等の創設（平年度▲40億円、初年度▲30億円）、原子力発電施設解体準備金制度の見直し（平年度▲80億円、初年度▲80億円）及び環境関連投資促進税制の廃止（平年度110億円、初年度100億円）です。

（注3） 「4. (2) たばこ税の見直し」の平年度の増収見込額は、平成34年（2022年）10月以降に適用される改正の増収見込額です。なお、見直しによるたばこ特別税の減収見込額（特別会計分）は、平年度▲102億円、初年度▲24億円と見込まれます。